（認定の請求）

第四十七条　法第二十二条第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一・二　（略）

三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ　（略）

ハ　公金受取口座への払込みを希望する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

２～６　（略）

（払渡方法等の変更の届出）

第五十七条　遺族年金生活者支援給付金受給者は、遺族年金生活者支援給付金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　第四十七条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号

ロ　第四十七条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ　第四十七条第一項第三号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

２・３　（略）

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～五　（略）

六　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　第四十七条第一項第四号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

２・３　（略）

（認定の請求）

第四十七条　法第二十二条第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一・二　（略）

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ　（略）

（新設）

２～６　（略）

（払渡方法等の変更の届出）

第五十七条　遺族年金生活者支援給付金受給者は、遺族年金生活者支援給付金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　第四十七条第一項第四号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号

ロ　第四十七条第一項第四号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

（新設）

２・３　（略）

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～五　（略）

六　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　施行日において現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。